

「2015年改訂版 再使用の可能性を判定し、復旧するための震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針講習会」のご案内（DVD講習）

主 催：（一社）富山県建築士事務所協会、（一社）日本建築士事務所協会連合会
 共 催：（一財）日本建築防災協会
 後 援： 富山県、（公社）日本建築士会連合会、（公社）日本建築家協会、
 （一社）日本建築構造技術者協会

地震発生後、被災建築物については、被災各県において応急危険度判定活動が実施され、その後は次の段階として、被災建築物の所有者からの相談および業務依頼により、被災建築物の再使用の可能性を判定し、復旧するための被災度区分判定および復旧業務の迅速な実施が重要となります。

所有者等からの依頼により、建築士事務所に所属する建築士が被災度区分判定及び復旧に伴う設計・工事監理業務を実施するには、その業務の内容を習得していることが必須となります。

（一社）富山県建築士事務所協会では（一財）日本建築防災協会との共催により、平成17年より被災度区分判定及び復旧業務を行うことができる建築士を育成することを目的に標記講習会を実施してきました。

この度、（一財）日本建築防災協会による本講習テキストの大幅改訂を機に、より多くの建築士事務所（建築士）が今後起こり得る震災への対応に備えるべく、本講習会を全国的に実施することといたしました。

東日本大震災を経て、南海トラフ等における大地震等も危惧されている現在、災害からの早期復旧・復興に寄与する本業務の意義をご理解いただき、是非この機に受講くださいますようお願いいたします。

なお、講習会の受講修了者で希望する建築士に対し（一財）日本建築防災協会より技術者証（カード式）が発行されます。また、その建築士を有する建築士事務所で、希望する建築士事務所を対象に建築士事務所名簿を作成して富山県に提出すると共に、（一財）日本建築防災協会及び（一社）日本建築士事務所協会連合会のホームページに掲載し、震災後対策として住宅相談や被災度区分判定等の活動が必要となった際の建築士事務所（建築士）の検索、協力要請等の資料として活用に使します。

- 1 開催日 平成28年12月6日(火)
- 2 開催場所 富山産業展示館（テクノホール）2階会議室
富山市友杉1682番地 TEL（076）492-3111
- 3 対象者 建築士事務所に所属する1級・2級・木造建築士、建築および防災関係の職員。
なお、技術者証の発行および名簿への掲載対象者は、建築士事務所に所属する建築士の資格を有する者に限ります。
- 4 定員 100名
- 5 受講料・テキスト

（税込）

	A講習【全構造編】			B講習【木造編】		
	受講料	テキスト代	合計	受講料	テキスト代	合計
事務所協会会員 行政職員	¥4,320	¥7,776	¥12,096	¥3,240	¥3,000	¥6,240
後援団体会員	¥5,400	¥7,776	¥13,176	¥4,050	¥3,000	¥7,050
その他一般	¥6,480	¥7,776	¥14,256	¥4,860	¥3,000	¥7,860
技術者証 発行手数料	¥1,000(税・送料込) ※希望者のみ					
使用テキスト	「2015年改訂版 再使用の可能性を判定し、復旧するための震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針」(2016年3月発行) 発行：（一財）日本建築防災協会			「2015年改訂版 再使用の可能性を判定し、復旧するための震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針<木造編>」(2016年3月発行) 発行：（一財）日本建築防災協会		

6 時間割と内容

講習	時間割		講習内容	講師	
A 講習【全構造編】	B 講習【木造編】	9:50 ～ 10:00	10分	挨拶	(一社)富山県建築士事務所協会 会長 堂田重明
		10:00 ～ 10:10	10分	目的	富山県土木部建築住宅課
	10:10 ～ 10:30	20分	被災度区分判定の考え方	DVD講習	
	10:30 ～ 12:00	90分	木造建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針	DVD講習	
	12:00 ～ 13:00	60分	(休憩)		
	13:00 ～ 14:30	90分	鉄筋および鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針	DVD講習	
	14:30 ～ 14:40	10分	(休憩)		
	14:40 ～ 16:10	90分	鉄骨造建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針	DVD講習	

7 技術者証の発行について

①講習会の修了者の希望によって、(一財)日本建築防災協会より「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術者証」(有効期間平成34年3月31日)を発行します。

発行手数料は別途1,000円(税込)。

②過去に本講習会を受講し、技術者証の発行を受けている者で、再発行(更新)を希望する者へは、本講習会を再度受講することにより、5年間の技術者証を発行します。

***受講当日、申込書(別記1)、顔写真(縦3.5cm×横2.5cm裏面に氏名を記入したもの)及び建築士免許証写しを必ずご持参ください。**

8 建築士事務所名簿への掲載

本講習会の受講者で震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧業務を行う建築士事務所については、「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術建築士事務所名簿」(以下「技術事務所名簿」という。)の掲載申込みをし、単位会が会員事務所および会員外事務所の「技術事務所名簿」を作成します。

その名簿を富山県に提出するとともに(一財)日本建築防災協会および(一社)日本建築士事務所協会連合会のホームページに掲載し、震災時の活用に供するよう管理します。

***別紙「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術建築士事務所名簿」掲載申込書(別記2)に必要事項を記入し受講当日必ずご持参ください。**

9 申込方法

11月21日(月)までに 受講申込書にもれなくご記入の上、FAX・Eメールまたは事務所協会事務局に持参してください。講習会当日の納入・申し込みは受けません。

※ 入金確認後、受講申込書に受付印を押印し、受講券としてFAXで送信いたしますので、講習会当日必ずご持参ください。(12月1日(木)までにFAXが届かない場合はご連絡ください。)

◆ 問合せ先 (一社) 富山県建築士事務所協会 TEL076-442-1135

FAX 076-442-1180
E-mail info@toyamajk.org

受講番号
(記入しないでください)

「2015年改訂版 再使用の可能性を判定し、復旧するための震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針講習会」(DVD講習)

平成28年12月6日(火) 富山産業展示館(テクノホール) 受付9:00~

受講申込書・受講券

受講者	フリガナ			
	氏名			
	建築士事務所代表者 (開設者)	1. 開設者である	2. 開設者でない	
	管理建築士	1. 管理建築士である	2. 管理建築士でない	
	建築士資格	1. 一級	2. 二級	3. 木造 4. 無資格
勤務先 (建築士事務所等)	事務所名		種別	1. 一級 2. 二級 3. 木造
	所在地	〒(-)		
	電話		FAX 必ず記入	
	Eメール			
	業種	<small>(※以下の項目については、該当するものを選んで、いずれかひとつに☑を付けて下さい。)</small> <input type="checkbox"/> 建築設計事務所 <input type="checkbox"/> 構造設計事務所 <input type="checkbox"/> 設備設計事務所 <input type="checkbox"/> 積算事務所 <input type="checkbox"/> コンサルタント <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> プレハブ住宅業 <input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> その他()		
↓ 該当する項目に ☑ 印				
受講料(税込)	<input type="checkbox"/>	4,320 円	【全構造編】事務所協会会員・行政職員	
	<input type="checkbox"/>	5,400 円	【全構造編】建築士会会員・建築家協会会員・建築構造技術者協会会員	
	<input type="checkbox"/>	6,480 円	【全構造編】その他一般	
	<input type="checkbox"/>	3,240 円	【木造編】事務所協会会員・行政職員	
	<input type="checkbox"/>	4,050 円	【木造編】建築士会会員・建築家協会会員・建築構造技術者協会会員	
	<input type="checkbox"/>	4,860 円	【木造編】その他一般	
テキスト代(税込)	<input type="checkbox"/>	7,776 円	【全構造編】購入します(木造編を含む)	
	<input type="checkbox"/>	3,000 円	【木造編】購入します	
	<input type="checkbox"/>	0 円	不要	
技術者証発行 (税・送料込)	<input type="checkbox"/>	1,000 円	希望する	申込書(別記1)、顔写真、建築士免許証の写し 添付
	<input type="checkbox"/>	0 円	希望しない	
「技術者名簿」の掲載	<input type="checkbox"/>	0 円	希望する	申込書(別記2) 添付
	<input type="checkbox"/>	0 円	希望しない	
合計金額		円	月 日 振込み(予定) 北陸銀行 橋北出張所 普通 1010010 (一社)富山県建築士事務所協会	

注意

- ① 当日会場受付にて出席の確認をしますので、受講券を必ずお持ち下さい。
- ② 「技術者証」の発行および「技術者名簿」の掲載の資格要件は、知事登録をしている建築士事務所に所属する建築士とします。
- ③ 「技術者証」の発行および「技術者名簿」の掲載を申し込む方は、別紙申込書とあわせて、写真2枚(「技術者証」と「受講券」貼付用、サイズ縦3.5×横2.5cm-裏面技術者氏名記入)を添付して下さい。
- ④ 木造建築士の「技術者証」は、全構造を受講された場合でも講習修了構造は木造のみとなります。
- ⑤ 本申込書の個人データは、本講習会で必要とする情報のために使用します。

受付印

震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術建築士事務所名簿
掲 載 申 込 書

平成 年 月 日

(一財) 日本建築防災協会 殿
(一社) 日本建築士事務所協会連合会 殿

建築士事務所名
開設者氏名 印

下記の「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術事務所名簿掲載に係る了解事項」を了解するとともに、「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術事務所名簿」への掲載及び(一財)日本建築防災協会と(一社)日本建築士事務所協会連合会のホームページでの公開並びに名簿の都道府県への送付を下記名簿内容により希望いたします。

記

震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術事務所名簿掲載に係る了解事項

- ①「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術事務所名簿」への掲載を希望する建築士事務所は、「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術者」を有していること
- ②上記建築士事務所は、地震被災後に都道府県等が実施する被災住民に対する震災復旧のための住宅相談の依頼があった場合は、建築士事務所として協力する意思があること
- ③上記住宅相談及び被災住民から依頼のあった震災建築物の被災度区分判定及び復旧の実施にあたっては、誠意をもって対応し、また的確に実施すること
- ④「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術事務所名簿」は、作成した団体が都道府県に送付し、地震被災後の建築物の復旧活動実施の際に活用されること
- ⑤この技術事務所名簿の有効期間は5年とする。(ただし、今回の受講者は、平成34年3月31日までとする。)

名 簿 掲 載 内 容

・(日事連 単位会) 会員の有無 有 無 (何れかに○印)

・建築士事務所名 _____

・所在地 〒 _____

・電話番号 市外局番 () - () - () _____

・FAX番号 市外局番 () - () - () _____

・メールアドレス _____

・判定・復旧技術者氏名・資格・講習修了構造

氏名 _____ 資格： 建築士 講習修了構造： 全構造 木造

氏名 _____ 資格： 建築士 講習修了構造： 全構 木造

氏名 _____ 資格： 建築士 講習修了構造： 全構造 木造

・連絡主管者氏名 _____ 緊急連絡先 () - () - () _____

注1) 判定・復旧技術者氏名等の欄は、この用紙で足りない場合は、別紙に追記してください。講習修了構造は、全構造の講習会の受講修了者か木造のみの講習会の受講修了者か何れかに○印をつけてください。

但し、木造建築士の場合は全構造を受講されていても「木造」に○印をつけてください。

注2) 連絡主管者氏名・緊急連絡先の欄は、判定・復旧技術者が複数の場合に1名を選んで記入してください。

注3) この申込書の個人情報、技術事務所名簿の作成に使用し、技術事務所名簿は都道府県に送付し震後対策の住宅相談、被災度区分判定及び復旧の相談等の際に使用されます。

注4) この申込書は、事務所単位で記入してください。